

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和7年度予算額 5億円
 (前年度予算額 4億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



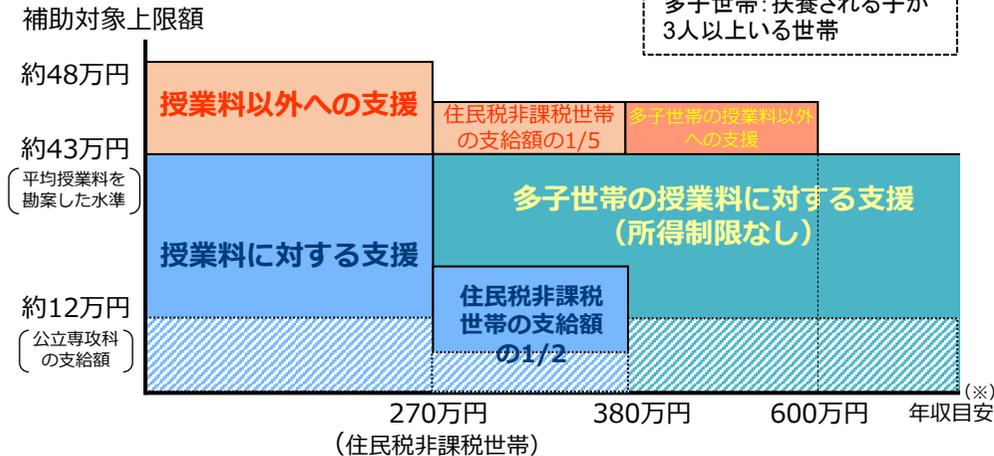
目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：令和2年度～)

- ◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。
- ◆ 多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充

<支援スキーム>



<1人当たり補助対象上限額>

(単位：円)

区分	～270万円 (住民税非課税世帯)		270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	427,200	59,400	213,600	118,800	427,200
授業料以外	50,500	52,100	10,100	10,420	※10,100	※10,420

※年収目安380～600万円未満世帯のみ対象

<各教育機関の位置づけ>



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※授業料以外の教育費の支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

実施主体

都道府県

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
 授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)